

東松山市内における日影、道路斜線、隣地斜線及び北側斜線等の形態規制について

対象区域		容積率算定における前面道路幅員の掛率	日影による中高層の建築物の制限					建築物の各部分の高さの制限		
用途地域	容積率		日影時間		日影を測定する水平面(平均地盤面からの高さ)	制限を受ける建築物	法別表第4(に)欄の号	道路斜線	隣地斜線	北側斜線
			水平距離が10m以内の範囲	水平距離が10m超える範囲						
第1種低層 第2種低層	60%, 80%	0.4	3時間以上	2時間以上	1.5m	軒高7m超 階数3以上	(1)	1:1.25	/	5+1:1.25
	100%		4時間以上	2.5時間以上						
第1種中高層 第2種中高層	100%, 150%		3時間以上	2時間以上	4m	高さ10m超	(1)	1:1.25	20+1:1.25	/
	200%		4時間以上	2.5時間以上						
第1種住居 第2種住居 準住居	150%, 200%		4時間以上	2.5時間以上	4m	高さ10m超	(1)	1:1.25	20+1:1.25	/
近隣商業	200%		0.6	5時間以上	3時間以上	4m	高さ10m超	(2)	1:1.5	31+1:2.5
商業	400%	/		/	/	/	/	1:1.5	31+1:2.5	/
準工業	200%	5時間以上		3時間以上	4m	高さ10m超	(2)	1:1.5	31+1:2.5	/
工業	200%	/		/	/	/	/	1:1.5	31+1:2.5	/
工業専用	200%	/		/	/	/	/	1:1.5	31+1:2.5	/
用途の指定のない区域	100%	0.4	4時間以上	2.5時間以上	4m	高さ10m超	□(2)	1:1.5	20+1:1.25	/
	200%	0.6	5時間以上	3時間以上			□(3)	1:1.5	31+1:2.5	/

※道路斜線制限の適用距離は20m
 第1種低層及び第2種低層は絶対高さ10mの制限あり
 容積率については、市内に存在する数値のみ記載